

平成 25 年 11 月 13 日

南部町長 坂本 昭文 様

南部町公共料金審議会
会長 田貝 有史



公共料金の改定について（答申）

平成 25 年 8 月 20 日付起南第 3526 号で諮問のあった南部町公共料金の改定について、審議の結果、次のとおり意見を付して答申する。

記

1 はじめに

南部町の水道事業は、経営基盤の安定と料金統一を課題として、平成 23 年度に水道料金の見直しを行った。これにより、水道事業における給水収益の増収が図られたが、有収水量と給水戸数の減少が相まって当初期待した効果は得られていない。また、老朽管の更新や配水池の増設など近年の施設整備に伴う費用の増大により健全な財政運営に至っていないのが現状である。

本審議会では、南部町の水道料金改定について諮問を受け、平成 23 年度水道料金改定に先立って行われた南部町公共料金審議会答申（以下、「前回の答申」という。）と財政収支見通しを踏まえて慎重に審議した結果、次のとおり答申する。

2 答申

本町の水道事業は、人口、水需要の減少から料金収入が減少し、また施設の老朽化などによる施設整備等経費の増加もあり、近年赤字経営に陥っている。これまで、保守経費の見直し等維持管理費の縮減など自助努力や企業債の借り換えによる利子償還額の軽減などにより経営の効率化や経費の節減を図ってきたが、健全経営には至っていない。したがって、より一層の自助努力に加えて料金の見直しが必要と判断される。

料金の見直しに当たっては、前回の答申にも示したが、使用者の公平負担という観点から料金の統一が課題である。しかし、現状の料金表は区分ごとの格差が大きいため、今回は、西伯地区簡易水道及び馬佐良簡易水道を西伯地区上水道に、会見地区簡易水道（池野・鶴田地区）を会見地区上水道に統一して改定するとともに、会見地区上水道の料金表における 13mm 口径に区分される基本料金を西伯地区上水道一般用に区分される基本料金に統一

して改定されたい。これにより、現在 4 種類に区分される南部町の水道料金表が会見地区と西伯地区の 2 種類に整理統合され、これを基礎に今後の料金統一に向けた審議の方向性を展望することができると思う。

さらに、今後の審議会においては、水道統合事業として平成 24 年度から平成 26 年度にわたって行われる施設整備に係る費用を踏まえて、平成 27 年度以降の経営状況を見通した料金改定の検討を計られたい。

(ア) 料金算定の期間

料金算定の期間は、前回の答申において、平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 年間に 2 段階の改定を行うべきであると示しており、平成 25 年度の料金改定については、平成 25 年度から平成 27 年度までが算定期間であるとあらかじめ予定されている。水道統合事業による施設整備が平成 26 年度に完了したうえで、新たな財政収支を考慮し料金改定の検討を行わなければならないことから、平成 27 年度までの期間が妥当である。

(イ) 料金改定の限界

負担が急増する改定は、住民生活や企業活動に大きな影響を及ぼすため、企業や一般家庭への負担を考慮し使用者が許容できる範囲で改定を行うべきである。今回の水道料金の見直しは、将来の料金統一を見据えた準備段階の改定と位置づけ区分ごとの料金格差を縮小することを目的とするべきである。したがって、水道統合事業に係る施設整備等が完了したうえで財政収支を調査し次なる料金改定を行い、料金統一と経営基盤の安定を図るべきである。

(ウ) 受益者負担の原則

水道料金は、本来、受益者負担の原則から使用者に公平な負担を求めるもので、経営の健全化を図るため、各年度の収益的収支において、損失（赤字）が生じないように、財政基盤が安定する収入を確保できるものであるべきである。

(エ) 水道事業会計の運営方針

経費削減などの自助努力については、安全面軽視の行き過ぎた経費削減にならないよう、よく精査したうえで水道事業会計が公営企業として持続可能な範囲内で最善の努力をするべきである。

(オ) 水道料金の構造の見直し

維持管理費などの固定費は、使用水量の多少にかかわらず発生する費用である。収入に占める基本料金の割合を高くすることは、安定した収入を確保することにもつながると考える。

(カ) 料金改定の実施時期

料金改定の実施時期は、平成 26 年 4 月以降に徴収する料金から適用されたい。

(1) 西伯地区簡易水道及び馬佐良簡易水道の料金改定について

西伯地区簡易水道及び馬佐良簡易水道の水道料金は、西伯地区上水道、会見地区上水道、会見地区簡易水道と比べて特に高い基本料金となっている。これは、簡易水道におけるそれぞれの地域の水道の歴史、居住状況、地理的地形的条件に起因したものである。しかしながら、行政単位、水道事業単位で、利用者に不公平感のない料金設定が望まれる今日において、その格差は許容できる範囲を超えている。また、料金統一に係る改定の審議を見据えたとき、その格差と別の区分としてあることが大きな支障になるものとする。前回の答申では、基本水量を6^mに設定した西伯地区上水道の一般区分の基本料金に統一する見直しが適当であるとしたが、基本料金だけでなく従量料金も見直しを行い、西伯地区上水道の一般区分の料金に統一して改定することが適当と思われる。

(2) 会見地区簡易水道（池野・鶴田）の料金改定について

会見地区簡易水道の水道料金は、会見地区上水道、西伯地区上水道、西伯地区簡易水道と比べて特に低い設定となっている。これは、市町村合併以前、簡易水道特別会計であったため一般会計からの繰入に頼ってきたことに起因している。しかしながら、前述（1）でも述べたが、使用者の公平負担と料金統一に係る改定の審議を見据えたとき、その格差と別の区分としてあることが大きな支障になるものとする。これらのことと（3）で後述する会見地区上水道の料金改定を含め、基本料金だけでなく従量料金も見直しを行い、会見地区上水道の料金に統一して改定することが適当と思われる。

(3) 会見地区上水道の料金改定について

会見地区上水道の水道料金は、平成23年度の料金改定以前まで、基本料金は昭和60年度、従量料金については平成9年度以降見直しがされておらず、簡易水道特別会計であったため一般会計からの繰入に頼ってきた経過がある。そのため、水道事業の課題への対処が遅れ、平成21年度に老朽管（石綿管）更新、平成21年度から平成23年度にわたり田住配水池の増設を行い、その後も老朽化施設の改修等整備が計画され、安定した水道事業を行うために、水道料金の改定が必要になっていた。このような状況を踏まえて平成23年度の料金改定では、基本料金と従量料金が見直され、基本水量の設定（1か月あたり6^m）が行われた。しかし、この際の改定において、基本水量を設定し基本料金の考え方を西伯地区上水道と合わせたことで2か月あたり1^mから40^mの間で水を使用される世帯の水道使用料が減額されるという結果をもたらしており、他の水道との料金格差が拡大している。今回、会見地区上水道で最大多数の給水世帯が使用する13mm口径区分の基本料金を西伯地区上水道一般区分の基本料金に統一して改定することが適当だと思われる。

3 改定料金
別表のとおり

4 付帯意見

- (1) 住民の視点に立ち、財政状況等の情報の公開を積極的に行い、広く事業の運営に努められたい。
- (2) 長引く景気の低迷などの影響や高齢化、少子化等に伴う人口減少により給水収益の増加は見込めない現状の中で、事業の運営については費用の縮減を図り、経営の健全化に努められたい。
- (3) 現在の料金設定のあり方、とりわけ、料金構造における基本料金と従量料金の割合について、水需要に影響されない経営の安定に向けた料金体系を研究されるよう要望する。
- (4) 料金統一については、水道統合事業による施設整備が平成 26 年度に完了したうえで、今後の財政収支を調査し見直しを計られたい。その際、町民の水道統合事業に係る建設改良費と料金改定との関連性への関心度が高いことから、調査、見直しの検討にあたっては、随時情報を公開し町民の理解を促進するよう努められたい。
- (5) 今後も引き続き、安全な安定した水の供給に努め、住民に信頼される水道となるよう努力するとともに、健全な経営の維持に努められたい。

別表/改定料金

A 西伯地区簡易水道と同上水道料金の一本化

西伯地区簡易水道料金改定解説 (算定期間: 2ヶ月 / 消費税: 税抜)

	改定前	改定後	変動	解説
基本料金	4,428円	1,700円	-	西伯地区上水道基本料金に合わせる
従量料金/㎡	148円 / 31㎡~	0円 / ~12㎡	-	西伯地区上水道従量料金に合わせる
		140円 / 13㎡~50㎡	-	
		150円 / 51㎡~100㎡	-	
		155円 / 101㎡~200㎡	-	
		160円 / 201㎡~	-	
対象	■南部町簡易水道施設条例に定める西伯地区簡易水道施設の給水区域 東上、東長田、上長田、八金、入蔵、与一谷・鍋倉、笹畑、大河内 ■南部町上水道給水条例に定める馬佐良地区			

B 会見地区上水道の13mm口径に区分される基本料金の改定

会見地区上水道料金改定解説 (算定期間: 2ヶ月 / 消費税: 税抜)

	改定前	改定後	変動	解説
基本料金	1,600円 / 13mm口径	1,700円 / 13mm口径	100円	西伯地区上水道一般用基本料金に合わせる
	2,000円 / 20mm口径	2,000円 / 20mm口径	0円	
	3,000円 / 25mm口径	3,000円 / 25mm口径	0円	
	5,200円 / 40mm口径	5,200円 / 40mm口径	0円	
	12,400円 / 50mm口径~	12,400円 / 50mm口径~	0円	
従量料金/㎡	0円 / ~12㎡	0円 / ~12㎡	0円	従来どおり
	85円 / 13㎡~50㎡	85円 / 13㎡~50㎡	0円	
	85円 / 51㎡~100㎡	85円 / 51㎡~100㎡	0円	
	90円 / 101㎡~200㎡	90円 / 101㎡~200㎡	0円	
	100円 / 201㎡~	100円 / 201㎡~	0円	
対象	■南部町上水道給水条例に定める会見地区 ※池野、鶴田を除く			

会見地区上水道と同簡易水道(池野・鶴田)の料金の一本化

会見地区簡易水道料金改定解説 (算定期間: 2ヶ月 / 消費税: 税抜)

	改定前	改定後	変動	解説
基本料金	1,260円 / 13mm口径	1,700円 / 13mm口径	-	Bを踏まえて会見地区上水道基本料金に合わせる
	1,680円 / 20mm口径	2,000円 / 20mm口径	-	
	2,730円 / 25mm口径	3,000円 / 25mm口径	-	
	5,250円 / 40mm口径	5,200円 / 40mm口径	-	
	12,600円 / 50mm口径~	12,400円 / 50mm口径~	-	
従量料金	73円 / ~100㎡	0円 / ~12㎡	-	会見地区上水道従量料金に合わせる
		85円 / 13㎡~50㎡	-	
	84円 / 101㎡~200㎡	85円 / 51㎡~100㎡	-	
		90円 / 101㎡~200㎡	-	
		100円 / 201㎡~	-	
対象	■南部町簡易水道施設条例に定める会見地区簡易水道施設の給水区域 池野、鶴田			

